

ボイラー(小規模ボイラー)取扱技能講習の開催案内

山口労働局長登録第 14 号(登録有効期間:令和 6 年 3 月 31 日)

一般社団法人 日本ボイラ協会山口支部

ボイラー及び圧力容器安全規則第 23 条により、労働安全衛生法施行令第 20 条第 5 号イからニまでに掲げるボイラー(小型ボイラーを除く)を取扱う者は本技能講習を修了した者、あるいはボイラー技免許を受けた者でなければなりません。

つきましては、当該ボイラーの取扱い業務に従事される方は下記により標記技能講習を開催いたしますので、修了されますようご案内いたします。

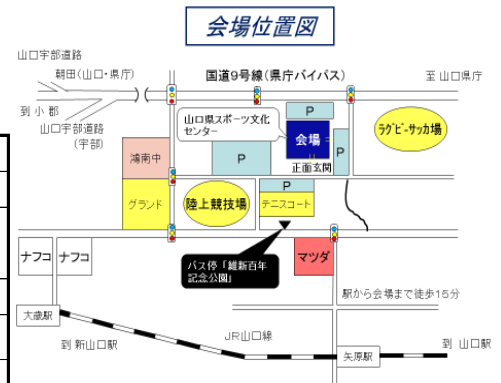
労働安全衛生法施行令第 20 条第 5 号イからニのボイラー(小型ボイラーを除く)とは

- イ. 胴の内径が 750mm 以下で、かつ、その長さが 1,300mm 以下の蒸気ボイラー
- ロ. 伝熱面積が 3㎡以下の蒸気ボイラー
- ハ. 伝熱面積が 14㎡以下の温水ボイラー
- ニ. 伝熱面積が 30㎡以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400mm 以下で、その内容積が 0.4㎡以下のものに限る。)

1. 期 日 令和 5 年 8 月 24 日(木)・25 日(金)
2. 場 所 山口市維新公園 4-1-1 維新百年記念公園
「維新大晃アリーナ」第 1 会議室

3. 科目及び時間

日	時間	科目
8 月 24 日 (第 1 日目)	9:00~11:00	ボイラーの構造に関する知識
	11:05~12:05	ボイラーの取扱いに関する知識
	12:50~15:55	
	16:00~17:00	関係法令
8 月 25 日 (第 2 日目)	9:00~12:05	点火及び燃焼に関する知識
	12:50~16:55	点検及び異常時の処置に関する知識
	17:00~18:00	修了試験



4. 受講料 13,200 円(消費税込み)

5. 定員 25 名

6. 使用テキスト 「ボイラー取扱技能講習テキスト」 1,650 円(消費税込み)

「わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則」 1,430 円(消費税込み)

7. 申し込み方法 別紙申込書に所定事項を明確に記入し、ライカ版写真(タテ 36mm、ヨコ 24mm)1 枚の貼付と氏名、生年月日を証明できる公的機関の証書(自動車免許証等)の写し又は住民票原本(個人番号が記載されていないもの)を添付の上、受講料とテキスト代を添えて 8 月 10 日までに下記に申し込んで下さい。

旧姓又は通称の併記を希望する場合は、確認できる書類を添付して下さい。

テキスト希望の場合は必ず受講申込書の希望欄に記入して代金を添えて下さい。

なお、講習前に希望の方は送料 550 円が必要となります。

※ 銀行振込みの場合(申込書郵送)は、[西京銀行 銀南街支店 普通預金 0108079] をお願いします。

〒745-0034

周南市御幸通り 1-5 徳山御幸通ビル 3 階

一般社団法人 日本ボイラ協会山口支部 TEL・FAX (0834) 32-2942

8. その他
 - (1) 受講申し込み受付後、受講票を発行しますので当日、受付に提示して下さい。
 - (2) 講習修了者には修了証を交付します。
 - (3) 受講票発行後は、既納の受講料は原則として返金できません。
 - (4) 写真の裏面に必ず氏名と撮影年月を記入してください。